

○地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(政令第五十六条の三十四第一項の事業)</p> <p>第二十四条の五の二 政令第五十六条の三十四第一項に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 略</p> <p>(法第七百一条の三十四第三項第十九号イの事業)</p> <p>第二十四条の五の三 法第七百一条の三十四第三項第十九号イに規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 略</p> <p>(法第七百一条の三十四第三項第十九号ロの事業)</p> <p>第二十四条の五の四 法第七百一条の三十四第三項第十九号ロに規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 略</p>	<p>(政令第五十六条の三十五第一項の事業)</p> <p>第二十四条の五の二 政令第五十六条の三十五第一項に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 略</p> <p>(法第七百一条の三十四第三項第十九号の二イの事業)</p> <p>第二十四条の五の三 法第七百一条の三十四第三項第十九号の二イに規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 略</p> <p>(法第七百一条の三十四第三項第十九号の二ロの事業)</p> <p>第二十四条の五の四 法第七百一条の三十四第三項第十九号の二ロに規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 略</p>